

# 郡山市大学生等インターンシップ推進事業補助金交付要綱

平成29年4月 1日制定

平成31年4月 1日一部改正

[政策開発部雇用政策課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内企業と学生の出会いを創出するとともに若年労働者の職場定着を図ることを目的とする郡山市大学生等インターンシップ推進事業（以下「事業」という。）の円滑な運営を図るため、郡山商工会議所に対する補助金の交付に関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象経費等)

第2条 補助金の交付対象はインターンシップ事業の広報費、通信運搬費、会場借り上げ費及び報告書作成に要する経費とし、補助金の額は、交付対象経費の2分の1以内で予算の範囲内で定める額とする。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により申請するものとする。

(交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(軽微な変更の範囲)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更

(概算払)

第6条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告等)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業が完了したときは、当該完了の日から2か月以内又は事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。

(額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定にする補助金等交付額確定通知書により補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(委任)

第9条 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。